

令和8年度

既存住宅用太陽光発電設備等設置促進事業補助金

既存住宅への 太陽光パネル・蓄電池の 設置費を補助します!!



太陽光パネル

最大10万円

定格出力10kW未満
1kWあたり25,000円



蓄電池

一律10万円

蓄電容量4kWh以上

長野県の補助事業との併用可能です

今こそ、お得にエコ生活を始めるチャンス!!

対象者の主な条件

- 市内の既存住宅に対象設備を設置する方
- 申請年度内に設置完了できる方
- 市税等の滞納がない方
- 設置後1年間、環境家計簿に取り組める方

詳細はこちら
市ホームページ



お問い合わせ

塩尻市役所 生活環境課

電話 0263-52-0744

詳細は裏面をご参照ください

補助の対象設備と申請の流れ

太陽光パネルと蓄電池の補助は併用可能です

1 補助の対象設備

太陽光パネル

次の要件を全て満たす、
既存住宅の屋根等に設置する太陽光パネル

設備の要件

- 太陽光パネルまたはパワーコンディショナーのいずれか低い方の定格出力が10kW未満

※増設する場合は、既存のパネルと増設パネルの最大出力の合計が10kW未満

- 既存住宅は、申請日の1年以上前に建築が完了していること
- 新たに購入するものであること
- 太陽光パネル設備の設置工事の契約日が令和8年4月1日以降であること

蓄電池

次の要件を全て満たす、
既存住宅に設置する定置型蓄電池

設備の要件

- 蓄電池の蓄電容量が4kWh以上
- 既存住宅は、申請日の1年以上前に建築が完了していること
- 太陽光発電設備と常時接続し、同設備が発電する電気を充放電でき、その電気を住宅で使用することができること
- 国が行うZEH化等支援事業の対象製品として登録のあるもの
- 新たに購入ものであること
- 定置型蓄電池設備の設置工事の契約日が令和8年4月1日以降であること

2 補助金額

このチラシの表面に記載のとおり

※補助金の交付は、同一の対象設備につき同一年度内において1回限りです

3 補助金申請の流れ



※交付決定前に設置工事に着手したものは、補助金の対象になりませんのでご注意ください

4 補助金交付の対象者

次の要件を全て満たす方が補助金交付の対象者となります

- (1) 自ら居住する市内の住宅（住宅に事務所等を兼ねるものを含む）に対象設備を設置しようとする方
 - (2) 補助金の交付申請をした年度内に対象設備の設置を完了できる方
 - (3) 市税等の滞納がない方
 - (4) 設備設置後、1年間環境家計簿に取り組み、市に提出できる方
- ※環境家計簿は実績報告後、市から送付します（HPからダウンロードも可能です）